五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　早川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成十七年国土交通省告示第百四十五号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十年内務省告示第五百八十五号で指定した土地の区域を除く。）

新潟県糸魚川市
大字中原新田字屋敷添　二二一七番　一号
大字中原新田　三一七〇番一　二号
大字北山字川平　四一四八番一　三号及び四号
　四一三九番一　五号
　四一三三番　六号
大字砂場字鳥越　九九九番一　七号

○国土交通省告示第三百八十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の名称
　株式会社環境プランナー
二　住所
　東京都練馬区下石神井二丁目三十二番二十二号
三　代表者氏名
　代表取締役　福永　俊春
四　登録年月日
　平成二十五年三月二十五日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　中村分室　東京都練馬区中村北一丁目十番十七―二百五号

○国土交通省告示第三百八十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年一月二十九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17509	メルセデス・ベンツ　ＣＢＡ―172448	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目９番９号

○国土交通省告示第三百八十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年二月七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17510	スズキ　ＥＢＬ―ＧＲ７ＮＡ	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第三百八十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年二月十三日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17513	メルセデス・ベンツ　ＣＢＡ―166873	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目９番９号

○国土交通省告示第三百八十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年二月十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17511	スズキ　ＤＢＡ―ＭＫ32Ｓ	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
17512	マツダ　ＤＢＡ―ＭＭ32Ｓ	〃	〃

○国土交通省告示第三百九十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年二月二十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17514	ホンダ　ＥＢＬ―ＲＣ67	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第三百九十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年二月二十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17515	アウディ　ＡＢＡ―８ＫＣＦＳＦ	アウディ　ジャパン株式会社	東京都品川区北品川４丁目７番35号

○国土交通省告示第三百九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年二月二十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17516	マツダ　ＤＢＡ―ＣＧＦＷＦＷ	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地３番１号

○防衛省告示第六十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第一項及び第二項並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十八条の二第一項及び第二項の規定により防衛大臣が指定する者について、次のとおり告示する。

平成二十五年四月五日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法第八十三条第一項及び第二項並びに災害対策基本法第六十八条の二第一項及び第二項の防衛大臣が指定する者

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第一項及び第二項並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十八条の二第一項及び第二項の規定により防衛大臣が指定する者は、次に掲げるとおりである。ただし、大規模震災（地震災害のうち、その被害の規模が特に大きいものとして防衛大臣が指定するものをいう。）についての防衛大臣が指定する者は、方面総監、自衛艦隊司令官、地方総監又は航空総隊司令官であり、また、原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）についての自衛隊法第八十三条第一項及び第二項並びに原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項において読み替えて適用される災害対策基本法第六十八条の二第一項及び第二項の規定により防衛大臣が指定する者は、方面総監、中央即応集団司令官、自衛艦隊司令官、地方総監又は航空総隊司令官である。

方面総監　師団長　旅団長　駐屯地司令の職にある部隊等（自衛隊の部隊又は機関をいう。以下同じ。）の長　自衛艦隊司令官　護衛艦隊司令官　航空集団司令官　護衛隊群司令　航空群司令　地方総監　基地隊司令　航空隊司令（航空群司令部、教育航空群司令部及び地方総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。）　教育航空集団司令官　教育航空群司令　練習艦隊司令官　掃海隊群司令　海上自衛隊補給本部長　航空総隊司令官　航空支援集団司令官　航空方面隊司令官　航空混成団司令　航空救難団司令　基地司令の職にある部隊等の長（航空方面隊司令部又は航空混成団司令部の所在する基地の基地司令の職にある部隊等の長を除く。）